

令和7年第2回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年2月25日 午後1時58分から午後3時46分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	澤 田 一 成	出		7	林 昇	出	
2	小 川 隆	出		8	林 真由美	出	
3	小 島 保	出		9	栗 原 昇	出	
4	石 川 猛	出		10	松 永 貴 夫	出	
5	小久保 隆 義	出		11	新 井 雅 之	出	
6	浅 見 勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
12	齋 藤 文 夫	出		16	鹿ノ戸 健 次	出	
13	西 嶋 正 芳	出		17	人 見 武 男	出	
14	岡 野 幸 平	出		18	小 川 邦 雄	出	
15	中 島 昭 夫	出		19	岡 野 和 紀	出	

7. 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名

8. 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	岡田 全弘	主 任	赤澤 結
副 課 長	小俣 千秋	主 事	蛭間 祐貴

9. 開 会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和7年第2回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 小久保 隆 義 委員 浅 見 勉

11. 議決事項及び議事の要領

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の耕作面積等は、議案書に記載のとおりです。譲受人は市内にて約0.5haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、今回の申請に至ったことです。現地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
1番 入西地区 人見推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1番案件の譲受人は、夫婦で季節野菜を作付けしており、市内施設にて直売を行っており、評判も良いとのこと。譲渡人については、近年体調がおもわしくなく、農地経営の縮小を行いたいと考えていた、との話がありました。申請地は数年前まで耕作が行われておりましたが、現在は耕運での管理のみとなっております。申請地は譲受人の自宅付近のため、取得後も問題なく耕作が行えると考えます。小委員会においても、問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

議 長 議案の説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第4号農地法第3条の規定による許可申請については取得後の営農見込み有り認め、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第4号については許可と決定します。

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番の案件について、申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。申請の事由については、駐車場への転用となります。現在申請人の自宅敷地内の駐車スペースが1台分のみのため、隣接地に追加の駐車場を造りたい、と今回の申請に至りました。現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が第1種農地の不許可の例外である既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第35条第5号に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水処理については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
入西地区 浅見委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 申請人の住宅敷地では、現在自家用車1台分のスペースしかなく、来客があった際には停める場所がない状態であり、介護のための来客が頻繁にあることから、追加の駐車スペースが至急必要となったようです。申請地は住宅の隣地であり、耕作は行っておらず、周辺農地への営農に支障は無いと思われます。小委員会でも協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第5号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第5号は、許可相当と決定します。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに1番から8番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

今回の申請については地目が山林の筆を含んでおり、現地の農地については事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、

住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番及び4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、2筆とも自己用住宅の進入路への転用となりますが、筆ごとの権利設定が所有権移転と使用権貸借と異なるため、筆ごとでの別申請となります。

今回の申請地につきましては、空き家の建替えを行うにあたり、進入路が建築基準法における住宅の接道要件に満たない法外道路であるため、進入路の幅員拡張を行うための申請となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水処理については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。今回の申請は計画変更として12月に審議され、1月に承認がされた案件の申請となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

6番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については自己用住宅への転用となります。

現地については、若干の雑草が繁茂しておりますが、転用を行うことによって是正がされるため、問題はないと事務局では考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

7番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地は現在一部耕作中ですが、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

8番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については自己用住宅への転用となります。

現地については、申請地は地目が宅地の筆も含んでおりますが、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 三芳野地区 小川委員
2～7番 勝呂地区 岡野 幸平推進委員
8番 勝呂地区 小島委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の申請地の譲受人については、高齢で体調が悪く、相続によって所有している農地であり、耕作を自身で行ったことはなく、知人に管理をお願いしている状態でした。農地の周辺については周囲がフェンスで囲まれており、農地とほとんど接していない土地となっております。

周辺に営農している農地がほとんどないことから、農地への影響もなく、小委

員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 2 番案件の譲渡人は、2 年前まで耕作を行っていたものの、高齢により現在は草刈り等の管理を行っているのみとなっております。親族等においても耕作を行う予定の方はいないそうです。

小委員会で検討した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

3 番案件の譲渡人に話を聞いたところ、農地の形状が細長く、耕作が難しいことから、近年は耕作を行っていない状況でした。

4 番案件の譲渡人にも話を聞いたところ、耕作は行っていないとのことでした。奥の空き家建替えのために必要な道路部分となるため、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりました。

5 番案件の隣地は11月に審議され、許可を受けた場所になります。譲渡人は相続で農地を取得したものの、耕作は行っていないため、転用はやむを得ないとの結論になりました。

6 番案件についても、隣地が12月に審議され、許可を受けた場所になります。譲渡人は高齢で、農業はやっておらず、後継者もない状況のため、小委員会としては、やむを得ないだろうとの結論に至りました。

7 番案件については、譲渡人は住宅前の農地を含め耕作されておりましたが、娘家族の住宅への転用ということで、農地の面積は減るものの、自宅近くに娘家族が越してくるのは有難いとの話でした。

以上の件について、小委員会で協議した結果、やむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いいたします。

委員 8 番案件につきましては、所有者は現在市外に住んでおり、耕作は行っておらず、草刈り等の管理を行うのみとなっております。近隣農地につきましても、耕作はほとんど行われず、草刈りや耕運のみを行っている状態です。小委員会としても、近隣農地への影響はなく、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 1 番から 8 番までの議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

委員 3 番及び 4 番の案件について、奥の空き家建替えのために道路の拡幅を行う形になりますが、市道の両側を権利設定してしまうと、手前の土地が市道に接しない袋地になってしまうと思うのですが、その点は問題ないのでしょうか。

事務局 今回の申請については、事前に市の住宅政策課と協議を行っており、宅地に住宅を建てるための建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の建築確認を得るためのもののため、市道は残る形となります。そのため、奥の宅地に家を建てるための条件として、通路として使えるようにとのことです。近隣の敷地に対しては、市道認定されておりますので、その点については、住宅政策課と協議済みと認識しております。

委員 案件の 4 番は使用貸借権の設定ですが、案件の 3 番については所有権の移転に

なっているので、権利を取得して市に寄附するのであれば問題ないかと思い、また、使用貸借権の内容にもよりますが、不思議な内容だと思ったので、質問しました。関係各課で協議済みで、特に問題がないようでしたら結構です。

議 長 ほかには無いようですので、続いて9番から12番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

9番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、申請地は地目が宅地の筆を含んでおりますが、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

10番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、太陽光発電施設への転用となります。

現地については、雑草や枯草が繁茂しておりますが、転用を行うことによって是正がされるため、問題はないと事務局では考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

11番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

12番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、太陽光発電施設への

転用となります。

現地については、申請地は地目が山林の筆を含んでおり、雑草や枯草が繁茂しておりますが、転用を行うことによって是正がされるため、問題はないと事務局では考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
9番 坂戸地区 鹿ノ戸推進委員
10番 大家地区 岡野 和紀推進委員
11～12番 大家地区 澤田委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 9番案件の譲渡人は、夫婦で市内の老人ホームで生活しております。申請地は市街化区域に隣接しており、既存集落地のため、周辺農地への影響はほとんどありません。小委員会としましては慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 10番案件の申請地につきましては、しばらく貸借により耕作が行われていたのですが、借り手が患ったことにより返還されたものの、所有者は高齢で、お子さんも今後農業を行う予定はないとのことから、今回の申請となりました。最近の太陽光パネルは反射や熱気も少ないため、近隣の農地への影響は少ないものと思われまます。小委員会で協議した結果、やむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 11番案件の譲渡人については、10年程前までは農業を行っていましたが、機械の故障等があったから、農地の管理を行っているのみとなっております。今回親戚が家を建てたいとの話があったため、申請と至りました。小委員会といたしましては、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

12番案件の譲渡人は、12月の農業委員会で別の所有地を取り扱った方で、高齢になり、現在は施設で生活しております。申請地の隣地は山林となっており、数年前から太陽光発電施設設置の話がありましたが、出入り口として今回の申請地が必要との話があったため、今回の申請となりました。小委員会といたしましては、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をお願いします。

議長 9番から12番の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第6号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第6号は、許可相当と決定します。

議案第 7 号 農用地利用集積計画について

議 長 議案第 7 号農用地利用集積計画について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

今回の農用地利用権設定には移転が 1 件あり、すでに利用権が設定された農地に対して、設定を受けた耕作者の権利を新たな耕作者に一部権利を移転する内容となっております。詳細につきましては、令和 6 年第 10 回農業委員会で耕作者 2 名での利用権が設定された農地に対して、利用権の種類や終期を変更することなく、対象農地に新たに 1 名の耕作者が加わり、3 名での利用権設定を受けることとなったため、対象農地の所有者了承のもと、移転での申出となっております。

それを踏まえまして、2 月分の農用地利用権設定申出は、更新はなく移転が件数 1 件、筆数 1 筆、面積が 6 1 7 m² となり、新規が一般分のみで、件数 3 1 件、筆数 6 2 筆、面積が 5 9, 2 5 9 m² となります。詳細については議案書に記載のとおりとなります。

また、合意解約については、一般分が件数 2 件、筆数 5 筆、面積が 4, 5 8 3 m² となり、中間管理事業分については件数 2 件、筆数 4 筆、面積が 3, 8 4 7 m² となります。詳細については議案書に記載のとおりとなります。

令和 7 年 3 月 1 日設定後の利用集積面積の算出に際しては、移転は権利の移転となるため、集積面積の変動に含まないため、合計 3, 3 8 8, 4 4 0. 3 2 m² となります。

なお、利用権設定の新規受付は 2 月 1 0 日提出分で締切りとさせていただきました。今後は農地の貸借については農地中間管理事業に原則一本化されます。現在設定されている利用権の終期が近づきましたら、所有者及び耕作者に対して中間管理事業への申請のご案内をさせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等ありませんか。

ご質疑等はないようですので、採決を行います。

議案第 7 号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第 7 号については、原案のとおり決定します。

議案第 8 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議 長 議案第 8 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 こちらの議案は今年度初めての事例となりますので、まず生産緑地制度について説明いたします。生産緑地地区とは、市街化区域内において良好な都市環境の確保に効果があり、かつ公共施設等を予定とする敷地として適した都市農地を保全するため、都市計画で決定された地域地区です。

生産緑地地区の指定要件は、市街化区域内の一団の農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果

があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。一団の農地等で面積が300㎡以上であること。用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められること。将来にわたって農地等として適正に維持管理できること。指定する農地等に関する権利を有する者全員の同意が得られること。と、なっております。

生産緑地地区に指定されると、市街化区域農地は通常宅地並み課税がされるのに対し、生産緑地は農地課税となります。また、相続税の納税猶予制度の適用が可能となり、農地として適正な管理・保全が義務付けられ、建築や宅地造成についても制限されます。

次に生産緑地地区の買取り申出についてですが、次の3つのいずれかに該当した場合は、市に対して買取りを申し出ることができます。1つ、生産緑地地区の指定（都市計画の決定告示の日）から30年を経過したとき。1つ、農業の主たる従事者が死亡したとき。1つ、農業の主たる従事者が農業に従事することを不可能にさせる故障を有することとなったときとされています。

また、市で買取らない場合、他の農業従事者が当該生産緑地を取得できるよう、農業委員会にあっせんを依頼します。買取り申出の日から起算して3か月以内に所有権移転が行われなかった（市の不買取り及びあっせん不成立）ときは建築行為などの制限が解除されることになります。

続いて、今回の議案に係る特定生産緑地について説明します。指定後30年を経過した生産緑地地区は最終的に宅地並み課税となります。30年経過までに特定生産緑地に指定することで、これまでと同じ税制措置を受けることができます。指定を受けずに30年を経過すると指定を受けることができなくなります。特定生産緑地の指定は10年ごとに更新可能ですが、一度指定を外れてしまうと、再度特定生産緑地に指定することはできなくなります。つまり、特定生産緑地とは、30年経過する生産緑地の義務と優遇を10年延長するものとなっております。

特定生産緑地の買取り申出についてですが、先程の生産緑地地区の買取り申出と同様に、3つの要件のいずれかに該当した場合に、市に対して買取りを申し出ることができます。

次に生産緑地制度における農業委員会の役割について説明します。生産緑地における主たる従事者の死亡もしくは農業に従事することを不可能にさせる故障を有することとなり買取り申出を行う場合は、市、坂戸市においての担当課となる都市計画課に対して買取り申出の申請を行いますが、申請の際に、農業委員会による主たる従事者であった旨の証明書添付が必要になります。主たる従事者の判断基準ですが、生産緑地法施行規則第2条、生産緑地にて中心となって農業に従事している者で、その者が従事できなくなると、該当する生産緑地における農業経営が客観的に不可能となる場合のその者。とされています。

ここで、今回の議案について説明いたします。今回の申請人の住所、氏名は議案書に記載のとおりとなります。申出事由については、主たる従事者の故障となります。対象農地は生産緑地地区に指定され、その30年後に特定生産緑地として指定されています。

買取り申出は生産緑地制度の担当課である都市計画課に対して行うものであり、今回の申出事由である従事者の故障の内容については、医師の診断書が提出されることを都市計画課で事前に確認しているとのことです。

現地については事務局にて適正に管理されていることを確認しております。以上のことから、申請人が生産緑地に係る農業の主たる従事者であることの証明をすることについて問題がないと考えております。

1 番 坂戸地区 松永委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 今回の申請人については、故障をされる前はとても熱心に農業に従事され、多くの農業知識を共有していただいたこともありました。現在は足を悪くされ、歩行も困難な状態にあり、農地の管理がままならず、ここ数か月の内に農地に雑草が繁茂する状態となってしまっております。熱心に従事されていた状況を考えると残念でありませんが、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。ご質疑等ありませんか。
ご質疑等はないようですので、採決を行います。
議案第8号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願については、原案のとおり証明することに決定したいと思いますが、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。よって、議案第8号については、原案のとおり証明することに決定します。

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第20条の規定による地域計画策定に係る目標地図の素案について

議 長 議案9号 農業経営基盤強化促進法第20条の規定による地域計画策定に係る目標地図の素案について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 坂戸市における地域計画で、11地区を対象としております。農業委員会は計画の目標地図を担当することになっております。昨年12月にご審議いただきました地域計画の多くは、将来の担い手を現段階では位置づけず、今後も地元と協議し、進めたいとお伝えしました。また、紺屋、横沼、小沼、赤尾につきましては、国や県の遊水地計画との兼ね合いから、計画範囲のみを示し、今後の検討としたところです。今回は片柳地区と厚川・萱方地区について地元調整を行い、計画に関する了承が得られましたので、ご審議をお願いします。

目標地図の詳細は議案書に記載のとおりとなり、片柳地区については担い手の耕作がしやすい形での集約は行っておりません。現段階の担い手で、今後も継続の意向がある法人2社、農業を維持したいと回答した個人及び法人、その他については今後検討として色分けを行っており、今後検討については担い手に徐々に移行される農地として位置付けております。

厚川・萱方地区については、現時点での法人及び個人の耕作地、今後検討として色分けを行っており、現在は圃場整備の工事が進められています。

石井地区の地域計画目標地図の素案はまだ定まっておらず、調整が整った段階で、委員の皆様のご審議を考えております。

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等ありませんか。
ご質疑等はないようですので、採決を行います。
議案第9号農業経営基盤強化促進法第20条の規定による地域計画策定に係る目標地図の素案について、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第9号は原案のとおり決定し、坂戸市長に

送付いたします。

報告第2号 専決処分の報告について

議長 報告第2号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第2号ですが、令和7年1月の専決処分は、農地法第3条の3の届出13件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 ご質疑等がございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和7年第2回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和7年2月25日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員